

秋田県条例第四十号

秋田県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

秋田県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年秋田県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項の表中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基
本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。